

令和6年度包括外部監査に対する対応状況・方針等

監査テーマ: 工事請負費その他の工事に関連する財務事務の執行及び管理について

令和8年3月30日公表

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
1	R6	29	意見	- 工事契約の分割等のルール の設定	総務部	財産活用推進課	<p>「愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」によると、議会承認を要する工事は予定価格5億円以上の契約を対象としておりますが、建物一棟の一連の工事を4つの契約に分け、本体工事約4億2千万円、付随する電気設備工事や空調設備工事等が約4千万～約7千万円で、予定価格の合計が約6億円となる工事がありました。これらは契約の始期は異なるものもありますが終期が統一されており、同一の工事環境の中で実施される契約であると考えられるため、付随工事の契約業者は本体工事の契約業者の工事スケジュール等に大きな影響を受けると考えられます。</p> <p>当該契約についてなぜこのような工事の分割がなされているかを県に質問したところ、建物一棟の工事の場合、従来から本体工事と設備工事を分けて発注をかけているため、とのことでありましたが、確かに令和5年度の他の大規模工事において同様の分割をする事例は見受けられたものの、当時、県には工事の契約をこのように分割するルールは存在せず、規模の小さい工事では一括で発注することもあるとのことで一貫性がないと感じるものでした。このような分離発注の背景としては、国の発注が似たような分離発注を原則としていることや国の地方公共団体への要請として中小企業者の受注機会の増大を図るため分離発注を推進していることがあるようです。</p> <p>しかし、適切な承認過程を経て策定されたルールに基づかない契約の分割は議会を含め承認を実施すべき決裁権限者を回避しうる行為であることから、分離発注はある程度制限的に行われることが望ましいと考えられます。なお、総務部では、令和6年度に「分割発注の考え方」を整理し、これを基本として個々の案件に応じて審査会等で審議のうえ決定し、発注を行っているとのことでした。</p>	<p>県では国からの要請及び業界からの要望もあり、地域の活性化や安全・安心の確保につながる専門工事業者の育成の観点から、専門工事を建築一式工事からの分離発注に取り組んでおり、今後も、令和6年度に整理した「分割発注の考え方」に基づき適正な工事発注に努める。</p>	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
2	R6	29	意見	- 速やかな繰越 手続の活用	土木部	土木管理課	<p>今年度の監査を実施する中で、年度末付近で入札し契約を結ぶ工事があり、そのような工事では年度末までの短期間での工期で契約を設定したうえで、翌年度に工期変更を行う変更契約を実施しているという事実が散見されました。原因としては国の補助がない県単独事業において、早期発注に努めていても、工事の発注の前に現地調査、測量、設計、用地測量、用地買収、登記といった過程を経るため工事によっては発注までに時間を要することがあり、やむなく翌年度への予算繰越に関する議会承認を3月頃に実施することがあるためとのことでした。</p> <p>ここで、国は、悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく速やかに繰越手続を開始し受注者が余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるように要請しておりますところ（「地方公共団体における平準化の推進 さしすそ事例集【第4版】」（国土交通省・令和2年4月））、年度内の工事完成が難しくなった際に速やかに繰越手続を行うことは、当初から年度末を跨ぐ工事契約を可能とする方策であることから、県においても可能な限り早期に繰越手続を活用することが望ましいです。</p>	<p>まずは繰越額の縮減について、重点的に取り組むべきと考える。これまでも本庁と出先機関の連携を密にして早期発注・年度内完成に積極的に取り組んでいるところであるが、更なる縮減を目指し、計画的な執行管理等に積極的に取り組んでまいりたい。</p>	従来 どおり
3	R6	30	意見	- ICT化による 工事に関する 紙資料の削減 について	土木部	技術企画室	<p>県全体では紙資料の削減に取り組んでいる中、契約資料を含めてほとんどの部署の工事関連資料が電子化されておきませんでした。この点について、県に質問をしたところ、県では平成19年から図面・写真等の成果物を電子で納める電子納品の全面实施を行っており、また、情報共有システム(ASP)は、平成30年からの試験導入を経て昨年度から受注者希望型として試行を開始したところであるとのことでしたが、中小建設業者はICTに不慣れな業者も多いため、今後は業界の意見を聴きながら、発注者指定型として対象工事規模を拡大して本格導入を進める方針であるとのことでした。また、電子契約システムについて、契約時の紙資料の削減及び事務手続きの簡素化を目的に、令和7年度以降での全面導入を検討しているとのことでした。</p> <p>この点、平成19年から図面・写真等の成果物を電子で納める電子納品の全面实施ができていたことを考えれば、情報共有システム(ASP)や電子契約システムの検討などをもっと早くに進め、すでに大部分の紙資料は減らせていた可能性は高いと考えられます。全国的にもICT化が急速に進んでおり、また、紙資料の削減により保管場所を減らし、ICT化で業務量の削減にもつながる可能性もあるため、積極的なICT化を進めることが望ましいです。</p>	<p>情報共有システム(ASP)について、紙資料の削減だけでなく、作業の省力化・効率化に効果的であることから利用促進を図るため、令和7年10月以降の積算工事の一部について発注者指定型を導入した。なお、ASPについては、便利である一方でICTスキルが必要であるため、未だ不慣れな業者も一定数いると推察しており、県内業者に寄り添った拡充が重要と考えている。よって、利用者へのアンケートで利用状況等を把握し、県建設業協会及び県測量設計業協会等とも調整を図りながら更なる拡充を検討する。</p>	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
4	R6	30	意見	- 地域の発注機関とのより一層の連携について	土木部	技術企画室	<p>四国地方公共工物品質確保推進協議会の愛媛県部会で入札契約適正化法に基づく適正化指針と同様の公共工事に係る論点について協議し、アンケート調査をしていたり、共通するテーマに関する研修等の開催で市町の担当者を招いていたなど、県として地域の発注機関との連携が一定程度なされていることは確認されました。</p> <p>しかしながら、公共工事については共通の課題があるだけでなく、道路や河川、農林水産資源などの財産や資源を所有・管轄を分けて発注・管理しているのに対して、その維持管理や災害対策等に係る工事の担い手たる企業等は地域ごとに共通しており、発注機関側が連携もしくは共同して工事を発注または管理することには県の事務効率化や発注ロット増によるコスト削減以上の多くのメリットを享受できる可能性を秘めていると考えられます。</p> <p>そのため、県は現状に満足せず、より一層の連携に向けての努力を行って、市町や企業を含めた県全体の事務事業の効率性や経済性をより一層高められるように様々な制度や仕組みの導入を検討していただきたい。</p>	土木部としては、国がモデル地区を選定し取り組み始めた、市町と連携して公共施設の維持管理を行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント」を参考にするなど、土木インフラ全体の事務の効率化に努めていきたい。	検討中
5	R6	40	意見	- 高落札率の要因分析と要因の排除	総務部	行政経営課	<p>高落札率工事に対する県の見解は「(1)落札率について⑦高落札率工事の要因に関する県の見解」に記載した通りであります。が、要因分析の検証方法としては、例えば、工種ごとや地域ごとの落札率の検討のほか、1者応札の際の落札業者以外の辞退理由の検証や、入札参加業者へのアンケート等などの背景調査により、高落札率の要因を確かめることができるものと推察されるところ、具体的な高落札率の工事案件を相当程度多数検証したという証拠は提示されず、外部専門家による検証はもちろん、県職員による要因分析と検証で県により排除可能な高落札率となる要因はないことを客観的に証明するような報告や会議等を行った痕跡は見られませんでした。</p> <p>上述のように、落札率の高低は入札の競争性を示す尺度の一つでありますところ、落札率の高低について継続的に調査し要因分析を行い、可能な限り高落札率の要因の排除を目指すことが無駄を省き経済的な事務の執行につながるものと思料いたします。</p>	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ設置している愛媛県入札監視委員会において、高落札率・1者応札等について審議いただくことを前提に、各発注機関において要因分析を行うこととした。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
6	R6	40	意見	- 地域別や工種別等の属性ごとの落札率の推移の検証	総務部	行政経営課	<p>高落札率となる要因を分析し検証するためには、高落札率工事の背景を把握するために十分な数量の実態調査が必要になると考えられます。また、特定の地域や工種に高落札率の要因が隠れている可能性も考えられることから、地域別や工種別等の属性ごとの落札率を把握し、高落札率の傾向が強い属性の工事に実態調査を絞ることは効率的な検証を行うことにつながります。</p> <p>この点、県の入札監視委員会資料を拝見すると、個別の案件で高落札率となった理由についての問答が行われており、要因把握ができないわけではないと思われまので、落札率の推移の把握にあたっては、可能な限り、地域別や工種別等の属性ごとの落札率を把握することが望ましいと考えられます。</p>	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ設置している愛媛県入札監視委員会において、高落札率・1者応札等について審議いただくことを前提に、各発注機関において要因分析を行うこととした。	対応済
7	R6	40	意見	- 1者応札の原則容認の再検討	総務部	行政経営課	<p>1者応札を入札不調対策のため有効とする地方公共団体は増えてきていると考えられます。しかしながら、上記の1者応札の実績表から明らかのように、1者応札を認めることは競争性が低下し調達コストが増加することを認めるということです。また、もし入札参加者が談合を意図した場合に、1者応札が容認されるならば落札者以外が不参加の意思を表示するのみで落札者を確定できるため、競争参加予定者たちが細かな合意をすることなく実行できることから、実質的に競争参加者が予想される状況において1者応札の容認は談合等の競争阻害行為の潜在的な誘因となりえます。</p> <p>そのため、1者応札の容認については慎重に適用することが望ましく、原因分析等を適切実施して十分な対策を実施したにもかかわらず、やむを得ず1者応札になってしまう工種や地域に限定するなど、制限的に実施する運用方法も一考に値する施策であろうと考えられます。</p> <p>一方で、入札した場合には1者応札にならざるを得ない事案では「随意契約」が事務効率化の観点から有効な場合があるため、公平性・公正性・透明性等に配慮した「随意契約」採用のための適切なルール作りも検討に値すると考えられます。</p> <p>そして、1者応札の容認を一部工事に適用すると決めた場合には、1者応札が容認される工事であることを認識または推測されないように、入札前に公表される情報について競争性を阻害する行為に留意して適切にご判断願います。</p>	<p>県発注の工事は、原則、電子入札システムにより行っており、開札時まで他の入札者を知りえない制度としています。また、一般競争入札では、入札参加資格を有する者を、概ね、20者以上となるよう設定し、指名競争入札では、県会計規則に基づき最低3者以上としている。</p> <p>こうした状況下で1者応札となっているのは、各事業者が各工事の内容、採算性、技術者の配置等を総合的に判断した結果であると考えられる。</p> <p>仮に、1者応札を無効とした場合、入札不調の増加、工事の遅延を招き、ひいては、県民の生活に支障をきたすことになりかねず、現時点では適切な方法であるとは言えないため1者応札の容認を継続する。</p> <p>また、1者応札の制限的容認は、制度の煩雑化、入札不調の増加が懸念されるため、導入しない。</p> <p>随意契約の導入は、競争性の観点から慎重に対応すべきであり、現時点では導入しない。</p>	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
8	R6	41	意見	- 1者応札の原因分析と改善 方策の実施	総務部	行政経営課	<p>1者応札について、監査人が県から入手し分析したデータを検討すると、入札後審査型一般競争入札の1者応札の割合は令和2年度と比較すると低下したものの令和5年度において約3分の1であり、依然として1者応札の原因分析と改善を必要とする状況であると考えられます。</p> <p>ここで、「(1)落札率について ③1者応札の原則容認」の前半に記載した会計検査院の公表文書によれば「その原因が必ずしも明確ではないものや業者側の要因によると考えられるものもあります」とされているものの、発注者側からの原因と改善方策の例が示されております。</p> <p>国と地方では実情が異なるため会計検査院の例を参考にしつつ、地域別または工種別で分析を行って入札参加可能業者数に対する不参加業者数の割合が高い属性を中心に、もしくはランダムで、不参加であった業者に対するアンケート調査を実施するなどして不参加の原因を業者側から適切に拾い上げ、1者応札が減るように十分な改善活動を執行機関に促すことが望ましいです。また、当初工事(または大規模な更新工事)を契約する際に複数年契約を前提として定期的な修繕工事などを付随させるなど、当初契約者が継続的に受注する可能性が相当程度高い将来の一連の工事等をまとめて契約すること(維持管理付工事発注方式)で、受注者が実施する維持管理に関する品質の向上及び効率的な維持管理が期待できることから、維持管理付工事発注方式により1者応札となりやすい維持管理工事の契約数を減らすことも検討に値すると考えられます。</p>	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ設置している愛媛県入札監視委員会において、高落札率・1者応札等について審議いただくことを前提に、各発注機関において要因分析を行うこととした。	対応 済
9	R6	41	意見	- 入札後審査型一般競争入札の対象 範囲及び等級格付けの 見直しについて	総務部	行政経営課	<p>「(1)落札率について ③1者応札の原則容認」の1者応札の実績表からもわかる通り、入札後審査型一般競争入札における1者応札の割合は高く、その場合の落札率も高い案件が多いのが実態です。入札後審査型一般競争入札は上述の「(1)落札率について ⑥入札後審査型一般競争入札について」に記載の通り原則として設計金額1千万円以上の工事において適用され、指名競争入札に比べ受注者にとって入札時の資料作成に若干手間がかかることとなります。また、土木一式工事であれば設計金額1千万円以上の工事からは格付けC等級が要求されます。</p> <p>ここで、一般財団法人建築物価調査会の「土木工事費指数」及び「建築費指数」によると、現在の1千万円以上の工事に設定された令和3年度と比較してわずか3年ほどで1.5～3割ほどの工事費の上昇となっており、従来設計金額1千万円未満の指名競争入札に参加していた一部企業にとって、入札後審査型一般競争入札による事務負担の増加や物価上昇により設計金額1千万円以上になってしまった工事に参加できないといった弊害が生じている可能性があります。そのため、今後十分な期間を設けて物価の上昇が一時的でないことが確かめられた場合には、入札後審査型一般競争入札の対象範囲及び要求される格付けについて見直しを行うことが望ましいと考えられます。</p>	令和2年度に入札・契約制度の抜本的な制度改善を実施しており、その際に、格付け等の見直しを行っている。意見を踏まえ、今後十分な期間を設けて物価の上昇が一時的でないことが確かめられた場合には、制度設計の見直しを行う。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
10	R6	42	意見	- 入札参加資格・指名基準における「地域要件」の理由の文書化及びルールの明文化	総務部	行政経営課	<p>「(1)落札率について⑤入札参加要件における「地域要件」について」に記載した参考文献によれば、一般競争入札の入札参加資格における「地域要件」の設定については過去に裁判の争点になったものはないようですが、指名競争入札では参考となる判例(最高裁平成18年10月26日判決)もあるようで、「地域要件」の設定により高落札率が続けば、運用によっては「税金の無駄遣い」が行われているなどとして住民訴訟の対象となる恐れがあるようです。</p> <p>そのため、県においては、地域要件の設定方法については注意を要する事項であり、その設定の根拠については適切なルールを設定するとともに適切な理由付けを行って文書化を行うことが望ましいものであります。また、そのような理由付けの文書は継続的に落札率が高い事業(もしくは工事)がある場合において、過去にさかのぼって検討されるべきものであるため、相当程度長期間(少なくとも事業や継続の工事が続く期間)保存されることが望ましいものです。つまり、明文化された適切なルールに基づいて地域要件の理由を記した文書を作成し保管することは公正な事務の執行を行ったことを証明する資料として有益なものとなり、事務事業の透明性を高めることにつながると考えます。</p>	地域要件は、愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領及び愛媛県建設工事指名競争入札実施要領等により明文化したうえで、各発注機関において、工事の内容、難易度、想定される入札参加者数等を総合的に勘案し適切に設定している。	従来どおり
11	R6	43	意見	- 予定価格の事前公表の取りやめの検討について	総務部	行政経営課	<p>「2.高落札率の工事契約について」の落札率の推移からわかるとおり県では工事契約において平均して95%近い落札率が続いております。</p> <p>この点、総務省・国土交通省からの要請に基づいて、「事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行う」ことが求められておりますところ、上述の状況は公正な競争が促進されていない可能性があることを示唆しており、公共工事の入札及び契約に関する適正化を図るべき弊害が生じている可能性があります。</p> <p>そのため、高落札率となった工事契約を中心に要因分析を行うとともに、予定価格の事前公表をした場合と事後公表をした場合を比較考量して、事前公表の取りやめ等を行うべきかを十分に検討することが望ましいです。</p>	<p>予定価格の事前公表は、事業者が職員に対し予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能になる等の理由から平成15年度から本格実施しているが、事後公表への転換は慎重に対応すべきであると考えており、現時点では事後公表に変更しない。</p> <p>なお、予定価格を事後公表している自治体と比較し、本県の落札率が著しく高い水準にあるとは言えず、事後公表に転換することによって落札率が低下するかは不透明である。</p>	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
12	R6	49	意見	- 実施中のPFI事業に関する評価	公営企業管理局	県立病院課	<p>県では「愛媛県立中央病院」が平成25年度にPFIとして事業を開始し、令和6年度までに11年ほどの期間を経過しています。「愛媛県立中央病院」の運営上のモニタリングは、自主点検として業務ごとに細かい項目を設定し、セルフモニタリングが日常的に実施されているほか、県として「定期モニタリング委員会」が開かれ、業務の実施状況・モニタリング結果・改善状況等を評価しています。また、外部のアドバイザーにもPFI運営事業の効果検証を委託しています。</p> <p>しかしながら、当該外部アドバイザーの報告書（「【概要版】令和5年度愛媛県立中央病院運営事業効果検証業務報告書」）では、数年間の事業の結果を踏まえた推移や他の病院との比較を交えて事業の評価をしていたものの、過去10年間の実績を踏まえた期間全体や累計での評価ではありませんでした。また、【PFI事業の定量的な効果】として他病院との比較による要因分析はされていたものの、実績期間について当初の（または見直し後の）事業計画と比較したうえで、その結果に対する要因分析を行った資料は含まれていませんでした。</p> <p>PFI事業は10年以上数十年にも及ぶ超長期の事業であり、単年度はもちろん数年度単位での評価だけで済ませるべきものではないと言えます。また、当初計画との対比と要因分析は、その委託先企業の責めに帰すことができない要因を排除することで、委託先企業の事業遂行能力とともに計画策定能力を把握することができる有効な手段です。そのため、そのような情報をいち早く把握するために、事業期間の中間時でのモニタリングは5年や10年単位の各期間でも累計でも計画と照らし合わせたうえで要因分析を行い、今後の長期の計画の見直しや事業評価のための新たな尺度を検討する材料とすることが望ましいです。</p>	<p>今回の効果検証において、PFI手法を導入することによって財政負担の軽減やサービスの向上等、当初の事業目的が達成されたかどうかを評価することや、PFI事業における課題や反省点を明らかにし、次期事業手法の検討や今後の施設運営等の改善につなげるための効果検証に取り組むこととしている。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
13	R6	49	意見	- 優先的検討 規程における 対象事業の 例外の判断 について	総務部	行政 経営 課	<p>松山東警察署は令和2年9月に最初の新築工事に係る入札が開始され、11回目の最後の入札が令和6年6月に行われ、総事業費45億円を上回る(予定価格ベース)事業でありました。そのため、PPP/PFIに関する検討を行っていない理由を質問したところ『耐震化のための建替整備であるため、「優先的検討規程」の3(2)「…次に掲げる公共施設整備等事業は、優先的検討の対象から除くことができる。」オ「その他県として緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」に該当するとして、検討を行っていないもの』との回答を受けました。</p> <p>最初の工事の入札が4年以上前になり、その検討段階からとなれば5年を超える大規模工事であるところ、庁舎の耐震化は急がなければならないことではありますが、長期間に及ぶ事業で11件の工事を行い、その都度契約事務を行うくらいであればPFI事業のように一括発注を行えばそれだけでも事務の効率化になるでしょうし、債務負担行為を活用することで毎年度の予算策定の手間も省けます。また、建設と解体の繰り返しや旧庁舎からの移転など何段階もの工程を経て完成に至ることを考えれば、民間のノウハウを当該事業の全工程を通じて活用できていればより迅速に庁舎の建て替えができた可能性もあります。</p> <p>そのため、最初から「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」としてPFIの検討を省くべき事業ではなかったと判断できます。</p> <p>令和5年度に発注された「県庁第二別館新築工事」も『耐震に係る庁舎の建て替えであり、優先的検討規程3(2)オ「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」に該当するため、当該工事は対象外』との理由で検討がなされていませんでした。「耐震に係る庁舎の建て替え」が即ち「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」であってPPP/PFIの検討を省く暗黙のルールが存在しているように見受けられますが、松山東警察署のようなケースを踏まえると「優先的検討規程」の例外規定の適用において問題があると考えられますので、県として判断方法の見直しを検討していただきたい。</p>	<p>個別の事業ごとに優先的検討規程の対象となるか適切に判断する。 (松山東警察署は、本県の優先的検討規程が策定された平成29年度以前に今回手法での建設が決定したもの。)</p>	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
14	R6	50	意見	- PPP/PFI の 研修等の参加 率の上昇や研 修頻度の増加 の促進	総務部	行政経営課	<p>PPP/PFI という分野において必要な知識やノウハウは非常に幅広く、事例を見ても多種多様なパターンがあり、業務に携わるとなれば深く研究・分析をする必要があります。また、潜在的なパートナーともなりうる地域企業や県下の市町の協力を促す必要もありませんし、庁内の複数部署にまたがる企画を実行しようとするれば、それぞれの部署においてある程度習熟した担当者が配置されている必要もあります。そのため、PPP/PFI という分野において導入数を増やし十分な成果を上げるためには、十分な量と質の研修、セミナー、勉強会、協議会等(以下、「研修等」とします。)を適切な範囲を対象として実施し、その参加を促し、具体的な事案につながるコミュニケーションの場を継続して設けることが望まれます。</p> <p>しかしながら、上述の通り最近では年間に数回実施されている研修等も、県有施設を所管している部署等でも参加する職員がいないもしくは少ないなど、積極的かつ継続的に参加されている職員の割合は少ないと感じるものであり、指定管理制度及び土木工事における地域維持型契約を除くと、10年程前にPFIが1件導入されて以降県においてPPP/PFIの導入事例がないことから考えても、次のPPP/PFIの導入を本気で検討していくためには、PPP/PFIの研修等の参加率の上昇や研修頻度の増加を促進することが望ましいと言えます。</p>	<p>愛媛PPP/PFI地域プラットフォームで開催する研修については、これまで実施したアンケート等によって把握したニーズに沿ったテーマとするなど、より参加率の高まる内容になるよう、代表者間(愛媛銀行・伊予銀行・県)で実施している。</p> <p>また、プラットフォームで開催する研修以外にも、国においてセミナーやサウンディングが多数開催されており、これらについても引き続き関係部署の職員の参加を促すよう所属の回覧板や全庁掲示板などで周知している。</p>	対応済
15	R6	50	意見	- 県下の発注機 関との共同発 注等を目指し た協議の実施 について	土木部	技術企画室	<p>PFI等の共通するテーマに関する研修等の開催で市町の担当者を招くなど、県として県下の発注機関との連携がある程度なされていることは確認されました。</p> <p>しかしながら、公共工事については、道路や河川、農林水産資源などの財産や資源を所有・管轄を分けて発注・管理しているのに対して、その維持管理や災害対策等に係る工事の担い手たる企業等は地域ごとに共通しております。そのため、PFIや包括的民間委託等のPPPの仕組みを利用するなどして発注機関側が共同して工事を発注または管理することは、県にとっての事務効率化や発注ロット増によるコスト削減以上の多くのメリットを享受できる可能性を秘めていると考えられます。また、国土交通省も共同発注による持続的・効率的な業務の実施を「戦略的インフラメンテナンス」の一つとして提案しております。(「未来につなぐインフラ政策・第3部 戦略的インフラメンテナンス」(国土交通省)より)</p> <p>したがって、県はより一層の連携に向けての努力を行って、令和7年度以降に国が作成する予定となっている「手引き」等の国の方針を確認したうえで、県下の発注機関との共同発注等を目指した積極的な協議の実施をしていただきたい。</p>	<p>令和7年度に国が策定した「手引き」等や先行しているモデル自治体の課題・対応策等を確認しながら県下の発注機関との共同発注等を検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
16	R6	56	意見	- 発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでない年間維持工事契約について	土木部	技術企画室	<p>「(1)愛媛県地域維持型契約方式 ④県における地域維持型契約方式での契約の状況」に記載した通り、ほとんどの契約が当初の契約金額と最終契約金額(精算金額)とに大幅な乖離があり、結果として数倍となるものも多く、中には数千万円～数億円の乖離がある工事もありました。</p> <p>このような案件に関して、県の見解は「地域維持型契約方式においては、複数の道路・河川等を一括して発注するため、単一で道路・河川等を発注する場合と比較し、業務量が大幅に増加することがある。特に、近年、異常気象により、警報発令・災害発生頻度が増加しており、年間維持工事により対応するケースが増加している。しかし、予定価格積算時には、必要最低限の業務量のみで積算しているため、やむを得ないことである。なお、パトロール、応急復旧工事等は、すべて県の指示により実施するとともに、その結果を報告させているため、不必要な業務を行った結果、契約金額が増額することはない。」とのことでありました。また、現状の愛媛県地域維持型契約方式による年間維持工事の性質として「予定価格は、発注時に想定される必要最低限の業務量を基に積算しており、受注者は、業務量がどれほどまで増加(減少)するのか予測できない。」「高落札率については、年間維持工事の性質を考えると、応札時点では県からどのような内容の指示がくるか不明であり、予定価格を大幅に下回る応札は困難と推測する。」との回答もありました。</p> <p>このように、県における現状の年間維持工事は発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでないことから、入札契約適正化法第3条1号の「契約の内容の透明性が確保」されておらず、同条2号の「入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進」に必要な不可欠な工事契約の規模や工事の種類が大部分わからないことから、入札参加者は効率的な工事の計画を立てることも工事費用の削減の工夫を織り込むこともできないため、ほとんどの年間維持工事が工事全体の落札率の平均よりも高いおおむね98%以上という高落札率で高止まりする大きな要因の一つになっていると考えられます。</p> <p>しかしながら、県によると「過去は、現在よりも河川・道路を分割し、1業者ずつ受注する方式としていたが、業者数・従業員数の減少により、対応が困難な見通しとなったため、地域維持型契約方式を導入した」とのことであり、維持工事契約をなくすことができないことから、今後は可能な限り問題点が是正されるように努めることが望ましいです。</p>	<p>年間維持工事は、大雨警報等の発令に伴う管理施設のパトロールや、破損した施設の緊急的な修繕、崩土除去や倒木処理などの作業を行うものであることから、当初から正確な作業量を把握することは困難であることに加え、近年気象変動により激甚化・頻発化した災害対応が増加している状況ではあるが、前年度までの作業実績を参考にしながら、可能な限り当初と最終契約額に大きな乖離が生じないように努めてまいりたい。</p>	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
17	R6	56	意見	- 複数年に渡る 契約の検討	土木部	技術 企画 室	<p>「(1)愛媛県地域維持型契約方式 ④県における地域維持型契約方式での契約の状況」に記載した通り、複数年に渡り同一の受注先が落札しております。また、県では公募型指名競争入札が採用されておりますが、すべて応募者数が3者以下であり、半分ほどが1者である状況が続いております。このような状況では競争性の低下による落札率の高止まりなどの弊害も発生しており、地域維持型契約方式での契約を続けるのであれば、経済性を高めるための新たな措置の検討をすることが望ましいと考えられます。</p> <p>上述のように、「入札契約適正化指針」では、「1)複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。」との記載があり、その趣旨である「地域維持事業の担い手の安定的な確保」や「人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保」を図る観点から、他の改善策と合わせて複数年に渡る契約とすることが有効な施策となる可能性もあると考えられますので、前向きな検討をお願いしたい。</p>	<p>予算は、単年度会計が原則であるほか、年間維持工事は、年度内に完了することが前提であり、繰越をしていないが、複数年に渡る契約を行うことについて国や他県の取組事例等を参考にしていきたい。</p>	従来 どおり
18	R6	58	意見	- 個別施設計画の 数値計画の記載 について	土木部	道路 維持 課	<p>個別施設計画における数値計画(対策費用の計画)は、「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて策定されている一般建築物における個別施設計画においてほとんどすべての計画に記載されており、昨年度の愛媛県包括外部監査の監査意見においても10年以上の計画の記載が望ましいとの意見も出されております。同じく「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて策定されるインフラ施設である道路施設の計画についても、令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設計画に関する数値計画を示すことを検討していただきたいと考えております。</p>	<p>道路施設の老朽化対策は、「点検」「診断」「措置」「記録」のメンテナンスサイクルを着実に回し、施設を健全な状況に保ち、長寿命化を行っていることから、点検前に、施設毎の修繕内容や金額を算定できないため、記載し公表することはできない。</p> <p>今後、事業の透明性を高めるにあたり、施設全体における数値計画については、令和7年度の「愛媛県公共施設等総合管理計画の改訂」を踏まえ検討する。</p>	検討 中
19	R6	58	意見	- 主要な施設 工事の計画 の年度ごとの 記載について	土木部	道路 維持 課	<p>「愛媛県舗装維持管理計画」において、現状の計画に関する記載内容は修繕等を実施するプロセスや判定区分等の考え方、判定された区分ごとの修繕等に関する概要の記載になっており、計画期間における年度ごとの工事内容や金額など具体的な工事計画が示されておられません。トンネルや橋梁については年度ごとの点検や修繕の予定を記載していますが、主要な工事の金額の記載がありませんでした。令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、事務事業の透明性を高めるためにも記載の追加を検討していただきたい。</p>	<p>道路施設の老朽化対策は、「点検」「診断」「措置」「記録」のメンテナンスサイクルを着実に回し、施設を健全な状況に保ち、長寿命化を行っていることから、点検前に、施設毎の修繕内容や金額を算定できないため、記載し公表することはできない。</p> <p>今後、事業の透明性を高めるにあたり、施設全体における工事計画については、令和7年度の「愛媛県公共施設等総合管理計画の改訂」を踏まえ検討する。</p>	検討 中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
20	R6	58	意見	- 主要な施策や計画に対する結果等の記載について	土木部	道路維持課	<p>PDCA サイクルでいうと、個別施設計画は各施設における「P(計画)」に該当しますが、各種施策や修繕等の実施が「D(実行)」、計画と実績の対比を行って計画の進捗・達成管理と原因分析を行うことが「C(評価)」、その結果として計画の見直しや未実施工事の実施をすることなどが「A(改善)」に相当すると考えられます。そのため、計画の更新にあたっては、前回計画に記載されていた計画に対するPDCA を明らかにするために、「P」である各種施策や修繕等の計画に対して「DCA」を記載することが望ましいと考えられます。</p> <p>したがって、次回の更新にあたっては、令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、事務事業の透明性を高めるためにも主要な施策や計画に対する結果等の記載を検討していただければと存じます。</p>	<p>当該計画は、毎年度、点検から得られた結果を踏まえ、修繕の優先順位等を見直す必要があるため、施設毎に計画と実施を単純比較することには適していないと考えている。</p> <p>また、道路施設の老朽化対策は、「点検」「診断」「措置」「記録」のメンテナンスサイクルを着実に回し、施設を健全な状況に保ち、長寿命化を行っていることから、点検前に、施設毎の修繕内容や金額を算定できないため、記載し公表することはできない。</p> <p>今後、事業の透明性を高めるにあたり、施設全体における実施状況の比較などについては、令和7年度の「愛媛県公共施設等総合管理計画の改訂」を踏まえ検討する。</p>	検討中
21	R6	59	意見	- 個別施設計画(愛媛県舗装維持管理計画)の計画更新について	土木部	道路維持課	<p>「愛媛県舗装維持管理計画」は平成28年5月に策定されて以降、更新がされておられません。</p> <p>同計画の「6. 舗装維持管理計画の見直し」には「本計画(案)の計画期間は原則9年間とするが、社会情勢の変化等を踏まえ適宜見直しを行う」と記載されており、9年は経っていませんが、長期間見直しをしないことで、計画の前提が現状と大きな乖離が生じる場合には計画どおりに進めることに問題が生じる可能性があります。</p> <p>第1章 2(2)「特定の事件(監査テーマ)を選定した理由」でも触れたように、建築資材物価の上昇や労務費の上昇等により、数年前と比較して大幅な工事費の上昇があることは周知の事実であります。「愛媛県舗装維持管理計画」では今後30年の補修費の試算額の記載などは大きな金額の増額が必要と考えられるでしょうし、限られた予算を前提に補修費の確保が可能な範囲で工法の選択をしているため、工事費の平均が大きく上がれば、短期・中長期ともに計画どおりには工事が実行できない可能性は高いと考えられます。</p> <p>道路舗装の短期補修計画が3年サイクルとなっているため、3の倍数が計画期間として都合が良いのであれば、「愛媛県舗装維持管理計画」はできれば10年を上回る12年の計画としつつ、見直しのサイクルを3年(もしくは6年)と長すぎない期間に設定するなどして、ローリング方式で、計画の見直しを続けていただきたいと思います。</p>	<p>今後の計画改訂の際に、物価変動等の影響や計画の見直しサイクルを検討する。</p>	検討中
22	R6	59	意見	- 個別施設計画(愛媛県舗装維持管理計画)の公開について	土木部	道路維持課	<p>個別施設計画の公開に関しては、一般建築物の施設管理を対象としていた昨年度の愛媛県包括外部監査において「受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。」との意見があり、令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、インフラ施設である道路施設の舗装に関する個別施設計画も公開を検討されることが望ましいです。</p>	<p>今後の計画改訂に合わせて、公開することを検討する。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
23	R6	60	意見	- 公表される評価結果の根拠の明確化について	公営企業管理局	総務課	<p>中期経営計画P26「第7章 計画達成状況の評価・公表方法」には計画の評価方法として、「設定した主な指標(数値目標等)について、年度ごとに推移を把握し、局内に組織する(庁内)業績評価委員会(委員長:公営企業管理局長)で評価を行う。」と記載されるとともに、「(庁内)業績評価委員会において実施した評価については、計画の透明性・実効性を確保するため、毎年度、愛媛県公営企業管理局ホームページにおいて、広く県民や関係団体・企業等に公表する。」とされております。</p> <p>そこで、公表されている評価結果をみたところ、公表された結果は各数値目標の達成状況の簡単な説明にとどまり、その評価の判断理由や損益計画の実績に対する背景の説明はなく、書面決議された業績評価委員会資料においても具体的な数値目標の評価の判断根拠や損益計画の説明がされた記載はありませんでした。さらに各年度の公表された結果は損益計画の数値こそ変わっていたものの、記載内容はほとんど変わらなかったことから、計画の数値目標に対する形式的な達成度以上の有益な情報が得られませんでした。</p> <p>これに対し、県は「毎年度の決算の見込みのほか、予算化した事業の進捗や重要な課題への対応状況等は適宜報告を行っており、進捗管理自体はしっかりなされている」「近年はおおむね事業が順調に進んでいたため、今後も引き続き計画に沿って事業を進めていくという趣旨で、同様の記載が続いておりました」との回答ではありましたが、公表の趣旨を踏まえると十分な資料をそろえて書面でない具体的な議論をすることが望ましかったと考えられるところ、多忙により書面決議となってしまうのが実情であったとしても、公表される情報の根拠について書面決議の参加者が事実関係の把握ができる程度に示すことが望ましく、計画の透明性・実効性を確保すべく可能な範囲で公表される情報の改善を図っていただきたいと思料いたします。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度の計画達成状況の評価・公表において、評価の判断理由や損益計画の実績に対する背景の説明を加えるなどの改善を検討している。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
24	R6	60	意見	-	公営企業管理局	発電工水課	<p>中期経営計画P14～15の「主な工事スケジュール」では、主な耐震工事計画が記載されておりますが、耐震化工事が予定されている施設の「耐震化の状況」の欄にはそれぞれ「令和〇年度から詳細設計 耐震化予定」との記載がされるのみで、その具体的な耐震化工事の始期と終期が説明されておりました。その理由としては、詳細設計が完了するまでは、具体的な耐震化工事の規模や始期と終期が未確定なためとのことでした。</p> <p>しかしながら、相当程度短期間で終わる工事であればこの程度の記載でも問題はないと思われませんが、県の回答によれば、電気事業設備の耐震化工事の多くは詳細設計から工事完了まで4～5年ほど要するとのことで、それほどの期間がかかる工事であれば、詳細設計前のため工事期間が未確定である旨の注書きをしたうえで、同じ「主な工事スケジュール」に記載されている他の工事計画と同様に概ねの工事期間がわかる図が記載されていた方が望ましく、その方が計画の透明性が向上すると考えられます。令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、記載の追加を検討していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度改訂を予定している中期経営計画で記載方法を検討している。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
25	R6	61	意見	- 設備の対策費用の数値計画の記載について	公営企業管理局	発電工水課	<p>中期経営計画P14～15では、「老朽化対策費用の見通し」「主な工事スケジュール」の記載がありますが、主な設備ごとの工事費用や各年度の工事総額の見積額が記載されておりませんでした。一方、P22,23の中期経営見通しの中で、修繕工事と改良工事の10年間見込額を記載しているとのことで、P23下部の「①収支計画のうち投資についての説明」には「耐震工事を実施するとともに、ストックマネジメントの考え方にに基づき、施設毎の状況を踏まえた最適な保全計画を策定した」旨が記載されており、そのため、主な設備の工事費用を反映していない旨を重要なリスク情報として開示していないことから、年度ごとに計画数値に反映されている主な設備の工事の見積額があるはずであり、対策費用が未確定である旨の注書きをすれば「老朽化対策費用の見通し」にも記載が可能な見積工事費用があると考えられます。</p> <p>他の県有施設の個別施設計画では、設備の対策費用としておおむね10年ほどの見積額が記載されており、これには主な設備ごとの工事の内容に加え、その支出時期と支出額の見積額が発生年度ごとにわかる表が記載されており、そうでない個別施設計画については、昨年度の包括外部監査において記載を求める意見が出されており、当該中期経営計画も同様の個別施設計画と位置づけられている以上は、その施設の機能の維持のために将来必要とされる費用を見積り、少なくとも10年ほどの見通しができるように記載することで、施設管理の透明性を確保することが望ましいです。令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、記載の追加を検討していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度改訂を予定している中期経営計画で記載方法を検討している。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
26	R6	61	意見	- 健全性や収益性を示す指標の追加について	公営企業管理局	総務課	<p>中期経営計画の7頁から12頁にかけての、「第2章 事業の現状・課題」の「2 前経営計画期間の検証」では、「中期経営見直し」に対する実績として収支計画及び実績、資本的収支計画及び実績、企業債残高の表が記載されており、「類似団体の平均値との比較」として、事業の収益性を表す経常収支比率や営業収支比率、財務の健全性を表す流動比率や有形固定資産減価償却率が記載されておりました。</p> <p>しかしながら、公営企業の財務の健全性を示す指標としては例えば「債務償還年数」(地方債の返済可能能力を把握するために、地方債残高が収入に対して適正であるかを表す指標で、地方債残高を業務活動等によるキャッシュ・フローで除して求められる。)があり、これを公営企業債及び公営企業の事業キャッシュ・フローで適用することで、事業活動が単独で持続可能なものとなるかどうかを表すことができるため有用と考えられます。また、公営企業の収益性を示す指標としては、正確な経年評価を行うため、純利益から減価償却費(設備投資によるブレ)等の影響を排除した指標である「EBITDA(減価償却前営業利益)」なども考えられます。さらには電気事業特有の指標として、電気事業全体及び発電形式別に「設備利用率」(本来備えている発電能力と実際の発電電力量との割合であり、設備の利用状況や適正規模を判断する指標)を把握することも有益であると考えられます。ほかにも、他県の公営企業の経営戦略で採用されている指標があり、それらも検討に値するものです。</p> <p>これらの指標を経営目標として設定し、中期経営計画で示して、実績との対比を継続して把握・公表することはより公営企業の経営の透明性を高めることにつながることから、追加指標の設定を検討することが望ましいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度改訂を予定している中期経営計画で追加指標の設定を検討している。</p>	検討中
27	R6	62	意見	- 計画及び実績における各数値の関連性の説明不足について	公営企業管理局	総務課	<p>中期経営計画の将来計画や実績の数値指標を検討したところ、収益的収支や資本的収支及び企業債残高の推移を示す表が記載されておりましたが、収益的収支が損益を示す表でとどまっておりますその収支が資金等残高(現預金等流動性が高い資産)に与える影響や資本的収支の不足額に対する補填額の内訳を示す表、それらと企業債残高や返済財源の整合を示す表が不足しており、各数値の関連性が明らかではありませんでした。</p> <p>公表されている他県の経営戦略等を参考に、計画や実績における各数値の関連性を明確にすることで、公営企業の経営の透明性を高めることが望ましいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度改訂を予定している中期経営計画で記載方法を検討している。</p>	検討中

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
28	R6	62	意見	- 計画策定時の根拠資料の明確化について	公営企業管理局	総務課	<p>前回平成21年度に策定した計画の計画期間が終了し令和2年度から始まる上述の中期経営計画の策定時の検討資料を確かめたところ、計画の策定のための経営会議等は開かれておらず、書面による稟議で決裁されておりました。そこで、その稟議における添付資料を拝見しましたが、数値計画や実績の基礎となる資料その他の事業実態を把握した資料は確認できませんでした。この点について、質問をしたところ、計画の見直しは1年以上をかけて作業を行っており、随時根拠資料を幹部で確認しながら最終的に完成したものについて決裁を取っているとのことでした。</p> <p>計画策定(改定)の審議においてどのような資料を基にすべきかについて具体的なルールはありませんが、公表される将来計画が事業の実態を適切に踏まえて最終的に完成したものであるならば、最終的な策定(改定)時の稟議に計画の基礎となった資料を添付する、決裁に関わる者が漏れなく参照可能な資料の名称や保存箇所を示す、あるいは他の会議資料を参照する旨を記載するなどして、根拠を明確にすることが望ましいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、今年度予定している中期経営計画の改定作業においては、根拠となる資料の適切な添付、保存を図ることとしている。</p>	検討中
29	R6	63	意見	- モニタリングにおけるリスク評価の実施とモニタリング資源の優先配分(リスクアプローチ)の実施	総務部	行政経営課	<p>モニタリングを実施する人員等(以下、「モニタリング資源」とします。)は限られており、現在の方法でモニタリングされる対象の件数は全部局の工事契約全体から見ると、令和5年度で概ね6%ほどであり、効率的なモニタリングの実施が求められると考えられます。</p> <p>ここで、モニタリングを実施する際、モニタリング対象部局課署やモニタリング対象工事を選定することに先立ち、法令及び条例や県内部の制度や諸手続の変更、時勢による注目度、過去および現在の県内外の問題など多くのリスク要因がある中から、通常のモニタリングにおいて検討される一般的な検討項目以外にも、そのようなリスク項目を各年度の重点検討項目と定めることによって目標が明確になり、モニタリングが効果的に実施されることが考えられます。</p> <p>したがって、優先的な検討対象となるリスク要因についてはできれば毎年度、もしくはモニタリングサイクルを定めて一定期間ごとに見直しを行うとともに、リスク評価に基づくモニタリング資源の優先配分によるモニタリングの実施(リスクアプローチ)をモニタリング手法に取り入れることが望ましいです。</p>	<p>入札参加資格条件設定や指名業者選定の確認に加えて、各年度において事前に重点テーマを設定し、効果的にモニタリングを実施する。</p>	対応済
30	R6	64	意見	- 特にリスクが高い工事と認定された工事に対する多角的な検証の推奨	総務部	行政経営課	<p>1者応札かつ高落札率工事が継続されるケースなど、通常のモニタリングの結果、特にリスクが高い工事と認定された工事を特別な検討を要するものとして、例えば、同一地域内の類似工事や過年度工事における入札参加者や落札者が発注した外注先の推移を検証するなど、十分に多角的な検証を実施することで、通常のモニタリングでは得られない実態把握を行い、モニタリングによる効果をあげ、より良い改善につなげる情報を入手できる可能性が高いと考えられます。</p>	<p>継続される1者応札・高落札率工事の実態把握を行い、1者応札となる原因を解明し、複数者が応札可能な入札設定等の改善に努める。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
31	R6	64	意見	- モニタリング の実施結果 への対応	総務部	行政経営課	<p>行政経営課(当時、行革分権課)において実施されたモニタリングの報告書等を拝見したところ、報告された結果に対してのフォローがなされたものは、県全体で情報共有された1件しか確認できておりません。</p> <p>しかしながら、報告書の記載の中には、例えば、「1者応札:既設ポンプのオーバーホール工事のため、現実的な応札者が限られる。高落札率(98.5%)」といった問題とその原因が書かれている入札後審査型一般競争入札の事案があり、ほかにも多くの検出事項も散見されており、モニタリング後に対応を協議した方がよいと監査人が考える内容も複数見受けられました。</p> <p>上記の事案で言えば、一般的に「ベンダーロックイン」といわれる状態(システムを導入、構築する際、特定のベンダーの製品、サービス、システムに大きく依存してしまい、他のベンダーに切り替えることが困難になってしまう状態)になっていると推察され、近年の機械装置の多くは内蔵したシステムが高度化してきており、土木工事や建設工事でもそのようなシステムが組み込まれた事案も多く存在することから、「維持管理付工事発注方式」のような工事後複数年の維持管理義務を組み込んだ契約を締結する方法も次回や類似の契約での検討材料になるものと考えられます。</p> <p>このように、適切にPDCA サイクルを回せるように、モニタリング報告の内容を適切に生かせるように体制を整え、モニタリングの実施結果への対応をすることが望ましいです。</p>	モニタリングでの指摘事項については、入札制度上問題がない項目についても県全体で情報共有を行う。また、問題点と原因を精査し、必要であれば入札・契約制度の改善を検討する。	対応 済
32	R6	64	意見	- モニタリング の実施報告 書の結果記 載の標準化	総務部	行政経営課	<p>行政経営課(当時、行革分権課)において実施されたモニタリング報告書等を拝見したところ、例えば、高落札率であるという結果しか記載がなく、原因の記載がないものもあれば、細かい原因まで記載があるものまで、報告書で求める水準がはっきりしないものが散見され、結果報告の記載で求める水準がわかりませんでした。</p> <p>モニタリングに際して問題点を発見し、報告書に問題点の記載をする場合は、その原因調査まで行って、モニタリング後の改善につなげられるものとするべきであり、そうでなければ適切にPDCA サイクルを回すことはできないと考えます。どこまで具体的に明文化するかどうかはともかく、モニタリングの実施報告書の結果記載の仕方は標準化して、モニタリング後の改善につながる水準の記載を求めるようにすることが望ましいです。</p>	報告書の記載水準が担当者により異なっているため統一を行った。実施報告書の記載内容は、モニタリング時に発注機関から聞き取りした原因等まで記載するようになった。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
33	R6	65	意見	- 土木工事に係る庁内のルール及びマニュアル・ガイドラインに記載された工事関連資料に対する研修の不足	総務部	行政経営課	<p>本報告書に係る監査の実施に際し、例えば、質問事項の回答の根拠と示された土木工事に係る庁内のルールの誤認や、提出を依頼したマニュアル・ガイドラインに記載された書類がわからず提出が遅れたもしくは書類がない、公文書とされている書類に記載すべき項目が漏れているといった庁内のルールに関する認識が不足していると感じる状況に遭遇しました。また、マニュアル・ガイドラインに記載された書類の必要性に関する考え方が執行機関によって異なると感じる状況もありました。</p> <p>これらの状況は、そのことのみをもってルール違反とはまでは言えないものではありませんが、職員は人事異動の都度大きく業務内容が変わるため、上述のような大量のルールを読み込み正確にかつ網羅的に理解することは容易ではありません。このような状況下では書類の正確な整理及び網羅的な整備ができない可能性もあるため、土木工事に関する庁内のルール(マニュアル・ガイドライン)等の理解を深めるための研修を増やすなどの対応が望ましいです。</p>	行政経営課が開催した令和7年度入札・契約制度担当者会議で、「初任者対象」の研修を新たに行った。	対応 済
34	R6	66	意見	- 公表された入札結果の基礎データの保存の不備について	総務部	行政経営課	<p>本報告書に係る監査の実施に際し入手した、公表されている全部局の工事契約の入札結果(落札率の推移データ)について、執行機関ごとの入札結果を分析するため詳細データを依頼したところ、令和元年度の全部局の契約金額合計と、保存されていた基礎データの契約金額を集計した結果が一致しませんでした。</p> <p>県によると、不一致の原因について、取りまとめたデータ(基礎データ)について、担当者が加工する段階で一部データが抜け落ちてしまったものを保存してしまったと推測しておりますが、このデータをもとに作成される入札監視委員会の資料は、公文書として5年の保存義務があり、令和元年度分は令和6年度末まで保存する必要があるため、資料の根拠となる基礎データもセットで保存しておくべきであったとのことでした。</p> <p>当該基礎データは公表されている分析データの基礎データでもあり、本報告書における監査のように、事後的にモニタリング等で活用されるデータでもあることから、データの不備となった根本的な原因を見直して、できる限りこのような不備が起らない体制を検討することが望ましいです。</p>	データの取扱いに関して職員間で認識に齟齬があり、保存年限を経過していない資料を破棄していたことは誠に遺憾である。各データの保存年限の確認を徹底するとともに、重要なデータについては、所属の共有フォルダへの保存を徹底する。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
35	R6	71	意見	各執行機関	高落札率の 要因分析に ついて	総務部 行政経営課	県によると、落札率の要因分析資料は無いとのことです。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ設置している愛媛県入札監視委員会において、高落札率・1者応札等について審議いただくことを前提に、各発注機関において要因分析を行うこととした。	対応 済
36		85							
37		90							
39		93							
40		95							
41		97							
44		109							
45		111							
50		123							
53		126							
56		129							
59		132							
68		138							
74		141							
86		156							
97		165							
108		178							
113		184							
114		186							
116		188							
117	195								
119	198								
121	203								
122	205								
123	209								
124	211								
125	220								
126	222								
128	226								
130	229								
132	232								
38	R6	92	意見	中予地方局 建設部	工事完成図 書に関する チェックリスト の証跡不備 について	土木部 技術企画室	監督員は、工事完成図書が網羅的に提出されたことを確認するために、工事完成図書に関するチェックリストを利用して点検し、点検欄に証跡を残す運用となっていますが、証跡が残されていない項目がありました。県によると、監督員による点検は実施したものの、証跡の記載がなされていなかったとのことです。漏れなく点検の証跡を残すことが望ましいです。	適切にチェックし、その結果をチェックリストに記録するよう改めて周知徹底を図った。	対応 済
42	R6	104	意見	愛南土木 事務所	入札参加資 格確認申請 書の網羅的な 提出について	総務部 行政経営課	入札参加者への啓発活動、自己点検チェックリストの活用などにより、入札参加者から入札参加資格確認申請書類が網羅的に提出される仕組みの構築が望ましいです。また、将来的に電子入札システムが更新される際には、ITシステムの統制機能により入札参加資格確認申請書類の網羅的な提出が担保されるシステムの設計が望まれます。	事業者に対しては、これまでも必要な情報提供を行ってまいりましたが、今後も継続して丁寧な情報提供に努める。 なお、電子入札システムの改修については、費用対効果を踏まえ慎重な対応が必要なため、現時点では対応しない。	従来 どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
43	R6	106	意見	愛南土木事務所 指名業者選定基準について	総務部	行政経営課	<p>県によると、アスファルト舗装工の品質確保のため、アスファルト合材の「プラント出荷時」「現場到着時」「舗設時」の各段階に温度基準があり、プラントと工事現場が近ければより良い品質が確保できると考えられるため、“プラントの近さ”を指名業者選定基準の一つとしているとのこと。なお、この“プラントの近さ”には明確な数値基準は無いとのこと。</p> <p>現在及び将来の工事の担い手不足を考慮すると、指名業者の選択数を確保するために、工事現場近隣の他社プラントからのアスファルトの調達も考慮した指名業者選定基準を検討されることが望ましいと思います。</p>	指名基準としては、愛媛県建設工事指名競争入札実施要領を策定し全庁で運用しており、「プラントの近さ」については、県下で事情が異なるため、統一的な運用方針は示さず、各発注機関ごとにその他の指名基準と併せて総合的に検討すべき事項であると考え。	従来どおり
46	R6	120	意見	東予地方局 農村整備課 工事請負契約書への対応について	農林水産部	農地整備課	<p>工事請負契約書の工事名のところに手書きで「、道場地区」が追記されていました。</p> <p>県によると、契約当事者双方で確認のうえ追記し、その後、契約書へそれぞれ押印したとのことですが、工事請負契約書を見ても契約当事者双方が契約締結時に確認して対応されたのかどうかはわかりませんでした。そのため、工事請負契約書の工事名のところに「、道場地区」が追記されたことについて、契約当事者双方が確認して工事請負契約書に押印していることが後日であっても明確に理解できるようにして保管しておくことが望ましいです。</p> <p>具体的には、単に「、道場地区」という文字を追加するのではなく、訂正部分の近くの欄外、若しくはページ上段欄外に、訂正した行と書き加えた字数を「○行目、□字加入」のように記載し、契約当事者双方が契約書に押したものと同一印鑑を用いて押印のうえ保管する方法が考えられます。</p>	印刷した契約書に手書きで追記、修正をする場合には、欄外余白に修正内容を記述し、双方の契約印を押印するよう、当課所管事業担当各課へ資料を配布して本事案の情報を共有し、周知徹底済(2025.3.14)。	対応済
47 51 54 57 61 65 70 75 82 85 87 90 94 99 103 107 109	R6	122 125 128 131 134 137 140 145 148 155 158 160 164 168 171 177 180	意見	各執行機関 工事執行伺の管理方法について	総務部	行政経営課	<p>工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要がある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。</p> <p>この点、これらの工事では、工事執行伺の「完結」にかかる年月日、「分類記号」及び「保存」部分等が空欄のままでした。</p> <p>既に工事が完成し、最終支払日を迎えているものについては、適時に完結文書としての日付の記載を行い、分類番号、保存年数等の記載も行った上で、保管しておくことが望ましいです。</p>	令和7年4月18日付け7行第32号により愛媛県工事執行事務取扱規程細則を改正するとともに、適切に記載するよう周知した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
48	R6	122	意見	中予地方局 農村整備 第一課	総務部	行政 経営 課	<p>契約保証金については、「入札・契約制度の概要(R5年度～)」に従い、当初設計金額100万円以上の工事を対象として、保証割合を請負金額の1/10以上(低入札工事は、同3/10以上)として運用されています。</p> <p>本工事は、工事期間内において、県と受注者との協議により、作業道路工の線形変更や付帯工事の追加のため、変更後の設計金額が100万円を超えることになりましたが、当初設計金額が100万円未満であったため、契約保証は不要と判断されたまま変更はありませんでした。</p> <p>この点、「会計事務の手引き」には「1件の当初の設計金額が100万円未満の工事については、…(中略)…契約の保証は求めない。当該工事の請負代金額を増額変更する場合も、同様に扱う」が記載されておりますが、一方「愛媛県工事執行規程」第7条(契約保証金)の記載については、「1件の設計金額が100万円以上の工事」とあり、当初設計金額に限定している記載であることが明確になっていません。</p> <p>そのため、「愛媛県工事執行規程」においても「1件の当初設計金額が100万円以上の工事」として、記載を明確にすることが望ましいです。</p>	他自治体では、契約保証金を求める最低金額が本県より高い場合もあるため、契約保証を求める「当初設計金額」の引き上げを含め検討する。	検討 中
49	R6	122	意見	各執行機関	総務部	行政 経営 課	<p>「愛媛県建設工事入札者心得(電子入札用)」では、入札の実施において、「指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。」旨の記載があり、入札を辞退する場合には、「入札辞退届」を作成し、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行うことで、入札予定者が入札へ参加しないという権利が明記されています。</p> <p>また、「入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けないものではない。」旨も明記されています。加えて、ただし書きで、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」といった入札辞退に対する留意事項も明記されていますが、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応の明記はありません。</p> <p>これらの工事においては、入札に際して不着がありました。県によると、特段のペナルティはなく、入札辞退と同義で、「繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。」場合として扱う方針とのことでしたが、予め指名業者として登録されている状況から鑑みて、「入札辞退届」を提出しないで入札へ参加しない不着や欠席に対する対応を「愛媛県建設工事入札者心得(電子入札用)」等へ明記するなどして、入札に参加いただく指名業者に対して、入札に対する意思表示を求めることが望ましいです。</p>	「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領第4条第4項」に「繰り返し指名を辞退するなど、入札に参加する意欲がないと認められる者については、指名から除外することができる。」と明文化しており、各発注機関において、指名基準の検討項目としている。そのため、「愛媛県建設工事入札者心得(電子入札用)」への明記は行わない。	従来 どおり
52		125							
55		128							
73		141							
102		168							

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
58	R6	132	意見	八幡浜支局 農村整備 第一課 下請負予定 届出書にお ける下請負 予定額の未 記入について	農林 水産部	農地 整備 課	<p>工事請負契約約款によれば、現場代理人の権限の重要性に鑑みて、契約後すみやかに「現場代理人、主任(監理)技術者等について(通知)」を作成し、発注者へ通知することとなり、当該作成にあわせて受注者は「下請負予定届出書」を添付することになっていますが、この「下請負予定届出書」において、下請負予定額の記載欄が空欄になっていました。</p> <p>本来は、下請契約の合計額により、工事現場に配置すべき技術者として、主任技術者に加え、監理技術者の配置の要否を確認することになるため、当該下請負予定額欄の記載は必要でしたが、本工事においては、当初請負金額が2,761万円であり、監理技術者の配置が必要となる下請契約の総額が4,500万円未満であったことから、配置技術者の資格は「主任技術者」と容易に判断できたため、未記入のまま受け取ったとのことです。</p> <p>本工事のように発注者の方で容易に状況が確認できたとしても、本来の事務手続きとしては、受注者が適切に対応すべき事項であるため、発注者としてはその旨を適切に説明して、下請負予定額の記載欄が空欄のまま保管されることがないようにすることが望ましいです。</p>	提出を受ける書類について、記載のもれ、不備がないことを十分確認して受理するよう、当課所管事業担当各課へ資料を配布して本事案の情報を共有し、周知徹底済(2025.3.14)。	対応 済
60	R6	134	意見	南予地方局 農村整備課 工事完成図 書に関する チェックリ ストの様式 について	農林 水産部	農地 整備 課	<p>工事完成図書に関するチェックリストについては、監査対象期間に対応する「土木工事施工管理マニュアル」(令和5年2月)に記載されている様式よりも古い様式を採用していました。</p> <p>現行のマニュアルと照らして確認してもらったところ、不備はありませんでしたが、法令やルール等変更になることもあるため、最新のチェックリストを利用してチェックすることが望ましいです。</p>	最新の「土木工事施工管理マニュアル」を参照し、関係法令、基準類の改正に留意して提出書類の確認をするよう、当課所管事業担当各課へ資料を配布して本事案の情報を共有し、周知徹底済(2025.3.14)。	対応 済
62	R6	135	意見	各執行機関 入札辞退届 の傾向分析 について	総務 部	行政 経営 課	<p>これらの工事においては、入札参加者のうち、入札辞退者が存在していましたが、具体的に入札辞退届の傾向分析までは実施できていません。</p> <p>1者応札や入札不調といった入札での課題や原因を把握し対応するため、また、発注機関となる県にとっては入札辞退された場合に、想定した業務スケジュールが大きくずれ込んでしまうといったリスクも考慮して、入札辞退届の傾向分析について実施することが望ましいです。</p>	事業者が入札を辞退する場合、採算性、技術者の不足等様々な事情があると考えられますが、発注案件は個別に事情が異なるため、ある発注案件の入札辞退届を分析することがその他の発注案件に有益であるとは一概には言えず、分析を行う職員・事業者の負担の方が大きいと考えられるため、統一した傾向分析を行わない。ただし、各発注機関において、辞退理由を推測し、今後の発注の参考にする。	従来 どおり
67		137							
72		140							
78		146							
83		148							
95		164							
101	168								

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
63	R6	135	意見	南予地方局 農村整備課	総務部	行政経営課	当施設は、個別施設計画に基づき、定期点検の結果や更新履歴等のデータを、「保全台帳(施設カルテ)」に集積することにより、施設の維持管理等に関する情報を一元的に管理する取組をおこなっています。予防保全を柱とした施設の維持管理に有効な取組であり、統括管理部局の主導のもと、全庁的な展開が期待されます。 なお、「保全台帳(施設カルテ)」の改修履歴の記載は、日付、部位、内容項目の記載となっています。施設の固定資産の改修状況を網羅的に管理するために、固定資産台帳をベースとして施設の改修履歴を記載することが望ましいです。	令和7年10月15日付け7行第238号通知において、理由書を適切に作成するよう注意喚起を行うとともに記載例を示したひな型を配布した。 また、令和7年6月に実施した各発注機関への実地調査において書類を確認し、口頭で注意喚起を行った。	対応 済
66		137							
71		140							
77		145							
100		168		南予地方局 建設部					
64	R6	137	意見	南予地方局 農村整備課	農林水産部	農地整備課	県によると、「下請施行について(通知)」チェックリストは、監督員が作成し、起案者及び決裁者が必要に応じて赤ペン等でチェックする体制が整備され、運用できています。 この点、同チェックリストのチェック内容には、下請工事の契約金額や下請契約の合計額を基準として、下請業者の主任技術者が専任となっているかどうかや元請業者が特定建設業の許可を有しているか、また、元請業者は監理技術者を配置しているかどうかを確認する項目がありますが、この判断基準となる金額は、令和5年1月に改正されており、当該新様式を採用することなく、旧様式を使用していました。 結果として、下請契約額が約12百万円であるため、問題はありませんでした。法令やルール等変更になることもあるため、最新のチェックリストを利用してチェックすることが望ましいです。	最新のチェックリストを参照し、関係法令、基準類の改正に留意して提出書類の確認をするよう、当課所管事業担当各課へ資料を配布して本事案の情報を共有し、周知徹底済(2025.3.14)。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
69	R6	139	意見	南予地方局 農村整備課	農林水産部・土木部	農地整備課・技術企画室	<p>本工事においては、工事請負契約書の約款第11条において、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と定められているため、「工事履行報告書」を用いて、工事受注者から県へ毎月報告がなされていますが、2月の予定工程91.1%のところ、実施工程27.8%であり、予定している進捗との差が大きい状況にありました。</p> <p>これは、もともと借地予定地権者への工事同意を得ていたものの、工事着手時の地権者への説明の際に工事の施工方法に疑義が生じたため、再度同意を得るために不測の日数を要し、工事に遅れが生じたことが主たる原因とのことです。</p> <p>県としては、監督員の立場として、工事範囲見直し後の工事指示書の数量による進捗管理を別途行っていたとのことですが、そもそも工事範囲の見直しに合わせて、工事履行報告書を作成し直し、適切な進捗管理を確認したうえで資料として保存する必要があると考えます。</p>	<p>【農地整備課】 計画と実施に大きな乖離がある場合、その理由を確認し、関連工事との調整や工事促進の指示など必要な措置を図るとともに、受注者に対し計画工程の見直しを求める等、適切な進捗管理について、当課所管事業担当各課へ資料を配布して本事案の情報を共有し、周知徹底済(2025.3.14)。</p>	対応済
112	R6	181	意見	西予土木事務所			「工事履行報告書」について	<p>本工事においては、工事請負契約書の約款第11条において、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と定められているため、「工事履行報告書」を用いて、工事受注者から県へ毎月報告がなされていますが、8月の予定工程74.9%のところ、実施工程42.4%であり、予定している進捗との差が大きい状況にありました。</p> <p>これは、2回目の「工事延期願」に記載の理由によれば、工事区域内の耕作に関わる地元地権者との協議、調整等に不測の日数を要し、工事に遅れが生じたことが主たる原因とのことです。</p> <p>県としては、8月の実績報告時で対応している資料の保存はなく、10月の実績報告時によりやく請負業者と工期について話し、工期を変更設計時に延期する話を行っているような状況にあったため、適時適切な進捗管理を実施して、その際、協議した内容については、議事録等として保存しておくことが望ましいです。</p>	<p>【技術企画室】 10月の実績報告までにおいても、計画工程からの遅れが生じた時点から、受注者との打合せや地元調整などの対応を行っていたところである。工事の進捗管理については、履行報告書や工程表による確認のほか、現地確認を行い、工程に遅れが見込まれる場合は工事促進の指示を行うなど、必要に応じて適宜フォローアップを行っており、引き続き適切に工程管理をしてみたい。</p>
75	R6	145	意見	南予地方局 建設部	総務部	行政経営課	<p>工事執行伺は、「愛媛県工事執行事務取扱規程」第3条に記載のあるとおり、工事計画の内定後、工事主管課において、実施設計書の決裁のために利用する必要のある公文書ですが、当該文書については、「愛媛県文書管理規程」に基づいて、整理及び保管を行うことが必要になっています。</p> <p>この点、本工事では、工事執行伺の「決裁」にかかる日付部分が空欄のままでした。</p> <p>本来、本工事は、別冊設計書の決裁後、適時に決裁日付の記載を行い、整理保管しておくことが望ましいです。</p>	<p>令和7年4月18日付け7行第32号により愛媛県工事執行事務取扱規程細則を改正するとともに、適切に記載するよう周知した。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
79	R6	147	意見	東予地方局 建設部	総務部	行政 経営 課	<p>「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。</p> <p>当該理由書の記載において、地方自治法施行令第16条第1号の規定と記載すべきところ、地方自治法施行令第167条第1項の規定により指名競争入札を採用している旨の記載になっていました。参照条文については、適切に記載する必要があります。</p>	令和7年10月15日付け7行第238号通知において、注意喚起を行うとともに記載例を示したひな型を配布した。また、令和7年6月に実施した各発注機関への実地調査において書類を確認し、口頭で注意喚起を行った。	対応 済
88		158							
104		171							
106		177							
80	R6	148	意見	東予地方局 建設部	土木部	技術 企画 室	<p>「工事延期願」は、工期内完成が見込めないと判断したときにその理由を明示した書面によって提出する書類として、工事請負契約約款第22条及び工事執行規程第15条にて明記されています。</p> <p>この点、本工事の「工事延期願」では、資材搬入経路等について地元地権者との調整に不測の日数を要した旨の記載があることにとどまり、詳細がわかる資料が保存されていませんでした。</p> <p>「工事延期願」の理由欄には、工事を延期せざるを得ない具体的内容のわかる理由を明記して、事後的にも工事の延期内容が合理的であることがわかるように管理しておくことが望ましいです。</p>	工事延期願の理由欄については、現運用において具体的に記載することとしているが、改めて周知徹底を図った。	対応 済
89		160		西予土木 事務所			<p>「工事延期願」は、工期内完成が見込めないと判断したときにその理由を明示した書面によって提出する書類として、工事請負契約約款第22条及び工事執行規程第15条にて明記されています。</p> <p>この点、本工事の「工事延期願」では、本工事の工期内完成に向け、日々鋭意努力して参りましたが、関連工事との調整に不測の日数を要した旨の記載があることにとどまり、詳細がわかる資料が保存されていませんでした。</p> <p>「工事延期願」の理由欄には、工事を延期せざるを得ない具体的内容のわかる理由を明記して、事後的にも工事の延期内容が合理的であることがわかるように管理しておくことが望ましいです。</p>		
81	R6	148	意見	東予地方局 建設部	土木部	技術 企画 室	<p>「工事着手時確認チェックシート」は、工事において作成することが必須の書類ではありませんが、工事実施中の混乱を防ぎ、円滑に情報交換及び電子納品を実施するために行うために利用する書類として、電子メール等を活用した情報交換に関する実施要領や愛媛県工事完成図書電子納品要領にて明記されています。本工事では、工事着手前に工事受注業者と打合せを実施していたとのことですが、その記録を残すことまではできていないとのことでした。</p> <p>本工事のように工事着手前に工事受注業者と打合せを実施するようなことがある場合には、必要に応じて、「工事着手時確認チェックシート」等を作成・保存して、後日の無用な紛争を回避できるように管理しておくことが望ましいです。</p>	電子納品の対象となっている工事については、工事着手時確認チェックシートを作成・保存し、管理するよう周知徹底を図った。	対応 済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分	
84	R6	149	意見	東予地方局 建設部	総務部	行政 経営 課	<p>「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第5条においては、設計書の変更を伴うような工事の変更の場合には、「工事変更執行何」により決裁を受けることが要求されているものの、設計書の変更を伴わない工期のみの延期については、東予地方局建設部としての判断で、工事変更執行何を作成することなく、「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きを実施しているとのこと。ここで、「工事延期願」(様式第7号)とは、「愛媛県工事執行規程」第15条に記載のあるとおり、工期内完成が見込めないと請負者が判断したときに工期の延長を求める場合に作成し提出しなければならない文書をいいます。</p> <p>この点、事務処理上、「愛媛県工事執行事務取扱規程」には明記されていない運用であるとのことでしたが、保存された資料を拝見する限り、統制上の有効性を害するものではなく、事務処理を少しでも効率的に実施できる手続きであると考えられるので、全庁の方針として検討されることも有効と考えます。</p> <p>なお、令和6年4月1日から土木部においては、受注者の請求による工期の延□を行う場合には「工期延期願」の提出を求めるものの、発注者都合に起因する工期の延□を行う場合には「変更執行何」で処理して「工期延期願」の提出を求めない手続となっていることですが、土木部のみならず、全庁的に効率的な事務手続ができるように検討されることが望ましいです。</p>	土木部が行っている運用で事務手続上支障がないため、全庁において同様に運用することとし、令和7年10月15日付け7行第238号で通知した。	対応 済	
92		161		西予土木 事務所						
96		164								
105		171		東予地方局 建設部						
91	R6	96	意見	西予土木 事務所	総務部	行政 経営 課	<p>「愛媛県工事執行事務取扱規程」の第4条に指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結するときは、その理由書が必要との記載があります。</p> <p>当該理由書の記載においては、地方自治法施行令第167条第1号の規定を適用している理由として、公共性の高さやその成果が直接県民の福祉にかかる重要な工事という形で汎用的な記載となっているため、実際の工事内容に即したものになっていないと考えられます。</p> <p>これらの工事のように、一定の設計金額未満の防災対策工事として指名競争入札を採用するケースは、「愛媛県建設工事指名競争入札実施要領」において具体的に明記されているため、理由書には、当該要領の条文を参照して指名競争入札を採用していると記載することが望ましいです。</p>	令和7年10月15日付け7行第238号通知において、注意喚起を行うとともに記載例を示したひな型を配布した。 また、令和7年6月に実施した各発注機関への実地調査において書類を確認し、口頭で注意喚起を行った。	対応 済	
93		163								
110		180								

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
98	R6	167	意見	南予地方局 建設部	土木部	技術企画室	<p>「工事履行報告書」は一定規模以上の重要な工事を発注する場合に、工事受注者から毎月の履行報告を求める書類をいいます。本工事においては、当初請負代金額が25,850千円(約2,600万円)のため、「愛媛県土木部発注工事特記仕様書」等に記載される「当初請負代金額が3,500万円以上である場合又は設計図書に定めがある場合」に該当せず、「工事履行報告書」を用いて毎月の履行報告が求められる工事ではありませんが、工事の施工を進めていくにあたって、結果的に請負代金額が3,500万円を超えています。このような当初請負代金額が3,500万円を超えないケースであっても、工事の施工を進めていくにあたって、予期せぬ追加工事が発生し結果的に「工事履行報告書」が必要とされることもあると考えられます。</p> <p>この点、県によると現状でも受注者への指示により「工事履行報告書」の提出を求めることが可能であるとのことですが、契約後における事後的な「指示書」による指示が「工事履行報告書」の提出義務が生じる「設計図書に定めがある場合」に相当するということが明確であるとは言えませんし、判断基準が明らかでない中で事後的に「工事履行報告書」の提出を求めるどうかの判断を県の担当者等に任せ、事務負担が増える受注者の理解を得るための努力をさせることも無用な手間であると考えられます。</p> <p>そのため、当初設計図書の変更があった場合に「工事履行報告書」を用いて毎月の履行報告を求めることができるように、「変更後の設計金額(もしくは、変更後の請負代金額)が〇〇万円以上」などといった条件を含めて「愛媛県土木部発注工事特記仕様書」等に予め明記しておくことが望ましいです。</p>	<p>工事の監督員は、注文者の代理人として工事が適正に施工されているか等を確認する重要な役割を担っている。このため、工事の内容や施工状況の変化に応じて必要となる工事書類についても判断することとなっている。今回の「工事履行報告書」のように追加工種が発生したことに伴う書類提出の要否については、一概に判断基準を定めることが難しいため、監督員が判断することとなっている。今後は、今回のご意見も参考にしながら引き続き運用してまいりたい。</p>	従来どおり

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当部局	担当課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応区分
111	R6	180	意見	西予土木事務所 「工事延期願」の提出について	総務部	行政経営課	<p>「工事延期願」は、工期内完成が見込めないと判断したときにその理由を明示した書面によって提出する書類として、工事請負契約約款第22条及び工事執行規程第15条にて明記されています。</p> <p>この点、本工事の「工事延期願」は2回提出されており、1回目では、当初契約の工事日数は25日と短く、工期内に工事を完成させることが困難であったため、本工事の指名通知に記載のあった設計上想定される工事日数を確保してほしい旨の記載がありました。県によると、これはそもそも入札公告時に、設計上想定される工事日数は290日であるものの、予算の繰越承認が得られていないため、繰越承認後に想定される工期日数が満足するまで延長するという理由から必要となった手続きでした。</p> <p>「工事延期願」の提出については、工事受注者として工期内完成が見込めないと判断したときに発注者に対して提出する書類ではあるものの、本工事のように工事の延期理由がそもそも発注者である県側の都合による場合にまで、工事受注者から形式的に提出を求める必要は無いのではないかと考えます。よって、本件のような場合には、事務コスト削減の観点から、「工事延期願」の提出を省略できるような対応を検討することも有効と考えます。</p> <p>なお、令和6年4月1日から土木部においては、受注者の請求による工期の延□を行う場合には「工期延期願」の提出を求めるものの、発注者都合に起因する工期の延□を行う場合には「変更執行伺」で処理して「工期延期願」の提出を求めない手続となっていることですが、土木部のみならず、全庁的に効率的な事務手続ができるように検討されることが望ましいです。</p> <p>また、本工事のように国の補助事業ではなく明らかに短い工期で工事を始めないといけないものについては、予算の繰越承認を得るタイミングを通常の前倒しよりも前倒しにするなどして早期に予算の繰越承認を得るとともに、合併された工事の国の補助事業予算は早期に翌債申請を行うことで、年度を跨いだ工期の設定を行って事務コストを削減することができないか検討することも有効と考えます。</p>	<p>工事延期願の取扱いについては、土木部が行っている運用で事務手続上支障がないため、全庁において同様に運用することとし、令和7年10月15日付け7行第238号で通知した。</p> <p>また、余裕ある工期での工事着手を後押しするため、本庁と出先機関の連携を密にして、早期発注及び計画的な執行管理について、積極的に取り組むとともに、国庫補助事業においては、国の翌債制度を積極的に活用して年度を跨いだ余裕ある工期設定を実現しており、今後とも継続していく。</p>	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
115	R6	186	意見	河川課 入札前の工事内容の見積もりについて	土木部	河川課	<p>県によると、個別施設計画の実行に必要な財源は、県の予算編成において措置されるものと考えているとのことであり、現時点で財源として確保されているものは無いとのこと。</p> <p>また、複数の所管課の個別施設計画の策定及びその実行状況を確認したところ、以下の状況が確認されました。</p> <p>本工事は、当初請負額から最終的な金額は14,721千円の増額と約1年の工期延長で、完成時期も令和5年の12月になりました。工事の進捗で不可避の事象も発生するため、やむを得ない状況だった可能性もあります。</p> <p>一方で、工事の設計段階で他の監視局とのシステム連携の検討、改修の必要性など、より慎重な対応ができていれば請負額の増加等を抑えられた可能性もあると思われます。</p> <p>予算の制約がある中で、多くの必要な工事を行う必要もあり、工事設計段階での調査をより綿密にすることが望ましいです。</p>	<p>今後は、当初設計段階から部分的な改修であってもシステム全体におよぼす影響(改修の必要性)を十分に確認した上で、工事発注を行う。</p>	対応 済
118	R6	195	意見	四国中央 土木事務所	土木部	技術企画室	<p>現在のルールでは、元請けの事業者が下請及び再下請を行う場合、事前に県の発注部門に下請等を行う旨の通知を行うこととされています。これは、県の策定した土木工事施工管理マニュアルに沿ったもので、下請及び再下請先の名称・工事内容・所在地等最低限必要な事項を網羅した「下請施工について(通知)」(以下、「通知」とします。)を事業者から発注部門へ提出します。</p> <p>「通知」の備考欄には、下請人等が県外事業者となる場合の理由記載を求めており、欄が不足する場合は添付資料で代用することとされていますが、原本を閲覧した結果、該当箇所の記載が専門分野であることのみで、本質である県外事業者となった理由の記載が不十分なケースがありました。なお、追加の質問により、発注部門は口頭での確認はしている旨回答をいただいています。</p> <p>多くの場合書面の記載だけでなく、結果的に聞き取り調査による補完は必要になりますが、当初から所定の記載があれば確認作業は最小限になり、業務の効率性にも資するため、当該事項の十分な記載が望ましいです。</p>	<p>下請け通知における県外業者となる理由については、現運用においても備考欄に記載することとしているが、的確な理由を記載するよう、改めて周知徹底を図った。</p>	対応 済
127		222		公営企業 管理局					

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
120	R6	139	意見	今治土木事務所 前金払及び中間前金払に係る協議の実施について	総務部	行政経営課	<p>受注者からの申請で、令和5年8月の前金払及び令和6年1月の中間前金払による、工事請負代金の支出がなされました。これら手続きの実施時点では、手続きに瑕疵は見つからず、請負金額に対する金額も県のルールにある割合(それぞれ、前者40%以内及び後者20%以内)に従っていました。</p> <p>ところが、令和6年2月の請負金額減額の結果、当該割合を超えることになってしまいました。この場合、原則返還が必要で、返還しない場合は超過判明から14日以内に発注者及び受注者との協議が必要とされていますが、その協議は行われていませんでした。請負金額減額は令和6年2月末日の決裁、工事完成が同年3月19日、請負代金の精算が同年3月29日となっており、実態として返還した場合の手続きのコスト及び手間がかかってしまうため、今回に関しては影響がなかったとも思われますが、当該手続きは県が定めたルールであり、少なくとも協議の実施とその記録は必要ではなかったでしょうか。</p> <p>金額が少額であったり、工期完了まで短期間であったりしても、協議の実施と記録を保管することが望ましいです。</p>	約款に基づき適切に対応するよう令和7年10月15日付け7行第238号で通知した。	対応済

番号	監査年度	頁	区分	項目	担当 部局	担当 課・室	意見内容	意見に対する対応状況・方針等	対応 区分
129	R6	226	意見	建築住宅課 入札条件の 設定について	総務部	行政 経営 課	<p>本工事のスケジュールは以下のように変遷しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期開始日：令和5年3月21日(契約締結日の翌日) ・工期終了日：令和5年3月31日まで ・工期延長手続き：同年3月27日(協議依頼は県発出、変更後工期終了日同年10月20日) ・最終工期終了日：同年11月30日 <p>当該工期変更に関する経緯等は補足事項のとおりです。結果的に想定工期に沿った事業となりました。</p> <p>1者応札かつ落札率がほぼ設計金額通りである点は補足事項のとおりで、想定工期による条件で当初から入札が行なわれていた場合、競争相手となる参加者の発生とそれによる落札率の変化の可能性も想定され、現行方法との違いによる影響の分析を行う必要があるように思われます。</p> <p>現状は、要因分析の資料作成及び保管のルール等はなく、今後当該ルールの策定と、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。</p>	<p>想定工期は適切に明示しており、これまで、関係団体等からも本意見と同様の改善要求はなく、落札率に影響しているとは考えにくい ため、対応しない。</p>	従来 どおり
131		229					<p>本工事のスケジュールは以下のように変遷しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期開始日：令和5年3月23日(契約締結日の翌日) ・工期終了日：令和5年3月31日まで ・工期延長手続き：同年3月27日(協議依頼は県発出、変更後工期終了日同年9月30日) ・最終工期終了日：同年11月30日 <p>当該工期変更に関する経緯等は補足事項のとおりです。結果的に想定工期に沿った事業となりました。</p> <p>1者応札かつ落札率がほぼ設計金額通りである点は補足事項のとおりで、想定工期による条件で当初から入札が行なわれていた場合、競争相手となる参加者の発生とそれによる落札率の変化の可能性も想定され、現行方法との違いによる影響の分析を行う必要があるように思われます。</p> <p>現状は、要因分析の資料作成及び保管のルール等はなく、今後当該ルールの策定と、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。</p>		